

香川県報



第 43 号

平成 15 年

6月3日(火曜日)

告示

香川県告示第三百二十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣工を認可した。

その関係図書は、丸亀市役所建設経済部建設課において平成十五年六月三日から十年間閲覧に供する。

平成十五年六月三日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 川 北 文 雄

一 竣工認可年月日

平成十五年五月二十六日

二 竣工認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県知事 真鍋武紀

三 埋立区域

1 位置

イ地区

丸亀市本島町大字笠島字城根三七四番、同字西浦七三二番、同七二九番、同七三二番、同七三七番、同七三七番、同七三八番、同七三九番、同七四〇番及び同七四三番に接する地先公有水面

ロ地区

丸亀市本島町大字笠島字西浦七四五番、七四六番及び同七四七番に接する地先公有水面

2 区域

イ地区 別図のとおり

ロ地区 別図のとおり

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

告示

公有水面埋立工事の竣工認可

（土木監理課）

一

都市計画事業の事業計画の変更の認可

（都市計画課）

二

道路の位置指定（二件）

（建築課）

二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請

（県民参画課）

一

香川県職員に係る倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講

じた施策の公表

（行政企画課）

三

総合評価一般競争入札の実施

（県立病院・施設経営課）

三

特定計量器定期検査の実施

（計量検定所）

七

平成十五年度香川県改良普及員資格試験の実施

（農業経営課）

七

警察本部公告

一般競争入札の実施

選挙管理委員会告示

政治資金規正法の規定による政治団体の届出

九

政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出

一

政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出

一三

政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出

一四

政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出

一四

政治資金規正法の規定による資金管理団体の取消しの届出

一四

3 面積

イ地区 七二・二五平方メートル

ロ地区 七七四・九平方メートル

四 埋立免許の年月日及び番号

1 免許年月日

平成三年十二月二十四日

2 免許番号

三監A第一 八号

(「別図」は、省略する。)

香川県告示第三百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年六月三日

香川県知事職務代理人

香川県副知事 川 北 文 雄

一 施行者の名称

高松市

二 都市計画事業の種類及び名称

平成十二年香川県告示第百十号香川中央都市計画道路事業 三・三・一一一 朝日町

仏生山線

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

収用の部分 高松市花園町一丁目、二丁目及び三丁目並びに楠上町一丁目及び二丁目並びに今里町字楠川並びに上福岡町地内

香川県告示第三百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道

路の位置を次のように指定した。

平成十五年六月三日

香川県知事職務代理人

香川県副知事 川 北 文 雄

一 指定 番号 長土指道 第二号

二 指定 年月日 平成十五年五月二十日

三 指定道路の位置 さぬき市志度字藤井三三七〇 一及び同地先農道

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・八〇メートル

延長 二八・九七メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所において閲覧に供する。

香川県告示第三百二十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年六月三日

香川県知事職務代理人

香川県副知事 川 北 文 雄

一 指定 番号 長土指道 第三号

二 指定 年月日 平成十五年五月二十日

三 指定道路の位置 東かがわ市三本松一〇八二四、一〇八二五、一一〇七 五及び

同地先農道・水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル

延長 六三・〇一メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所において閲覧に供する。

公 告

香川県告示第三百七十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年七月二十三日まで縦覧に供する。

平成十五年六月三日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

一 申請のあった年月日

平成十五年五月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人動物愛護かがわ

日下 聰徳

香川県香南町大字由佐六二〇番九七

三 定款に記載された目的

本会は、人と動物の絆（ヒューマン・アニマル・ボンド）を確立すると共に、次世代を担う子供たちの動物愛護の心を育む教育の普及により、市民と動物、特に犬猫などが平和に共存出来る社会づくりを目指して、その環境保全と発展に寄与することを目的とする。よって、啓蒙活動を中心とし、保護活動は行わない。

香川県公告第三百七十九号

香川県職員倫理条例（平成十三年香川県条例第六号。以下「条例」という。）第八条の規定により、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間における香川県職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策について、次のとおり公表する。

平成十五年六月三日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

一 倫理の保持に関する状況

1 条例第五条の規定により報告された一件につき五千円を超える贈与等又は報酬の支払いを受けた件数 一三三三件

2 条例第四条第一項の倫理規則等（以下「倫理規則等」という。）の規定により講演

等を行うための倫理監督者の承認を受けた件数 六八件

3 条例及び倫理規則等の規定に違反したことによる懲戒処分件数 〇件

二 倫理の保持に関して講じた主な施策

1 管理職員に対し、職員の綱紀の保持と服務規律の確保等について周知したこと。

2 職員研修等において、職員倫理に関する講座を開催するなど周知徹底を図ったこと。

3 条例及び倫理規則等の適正な運用を図るため、質疑応答集等の資料提供などを行ったこと。

香川県公告第三百八十号

次のとおり総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

平成十五年六月三日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

一 入札に付する事項

1 件名及び数量 香川県立中央病院あり方検討に係る調査業務 一式

2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期限 平成十六年三月十五日

4 入札方法

入札者は、入札書を含む提案書等（以下「提案書等」という。）を提出すること。必要書類の種類及び部数については入札説明書による。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付されている者であること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

4 国立、都道府県立又は市町村立の病院(五百床以上のものに限る。)において整備基本構想又は整備基本計画策定業務の実績を有し、これらをすべて誠実に履行したことを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4及び仕様書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十五年六月二十六日午後五時までに四の1の(1)(2)の場所に提出し、当該書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該仕様書に掲げる要件を満たしていると認められた者に限り入札の対象とする。

四 提案書等の提出及び入札等

1 提案書等の提出

(一) 提案書等を持参する場合

(1) 日時 平成十五年六月三十日午後一時から二時まで

(2) 場所 香川県庁本館十二階第二会議室

(二) 郵便による入札 可とする。ただし、書留親展に限る。

(1) 受領期限 平成十五年六月三十日正午

(2) 送付先 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部県立病院・施設経営課

(三) 提案書等のすべての書類が揃っていない場合は失格とする。

2 入札

(一) 日時 平成十五年六月三十日午後二時

(二) 場所 香川県庁本館十二階第二会議室

(三) 入札価格が、県が設定する予定価格に百五分の百を乗じて得た金額(以下「比較額」という。)の範囲内かどうかを確認し、範囲内の入札価格を提示した入札者のみ、その後の落札者選定の対象とする。比較額を超える入札価格を提示した入札者は失格とし、その場で通知する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十五年六月十日午後一時三十分 香川県庁本館十二階第二会議室

五 落札者の決定方法

県は、学識経験者等で構成する香川県立中央病院あり方検討委員会が、別記の香川県中央病院あり方検討に係る調査業務の事業者選定基準に従って実施する審査を踏まえ、落札者を決定する。

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 免除

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第百七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむをえない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

6 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約締結権を第三者に譲渡してはならない。

7 契約書作成の要否 要

8 問い合わせ先 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部県立病院・施設経営課県立病院グループ 電話番号〇八七―八三二―三三三―一〇

9 その他 詳細は、入札説明書による。

別記

香川県立中央病院あり方検討に係る調査業務の事業者選定基準

項 目	内 容	ポイント
取組意欲、目的適合性、作業方法等の的確性	本事業に対する意欲が伺われるか。 業務の趣旨を正しく理解しているか。 現状把握を的確に実施した上で、方向性を導き出していく行程が適切か。	10点
提案力		40点
医療を取り巻く環境、県内の医療需要・供給の状況、中央病院の状況	幅広い情報提供、的確な分析が期待できるか。	(10点)
中央病院にふさわしい機能及び現施設・設備での対応の可否、病床数、診療科の検討	幅広い提案とそれに対する十分な検討が期待できるか。 (本県の実情を踏まえた上で、中央病院にふさわしい提案が期待できるか。)	(10点)
移転新築・大規模改修等の比較検討	現状の問題点を正しく理解しようとする姿勢が伺えるか。 方針決定のための検討方法は適切か。	(10点)
(移転の検討にあたって) 移転候補地リストアップ、評価	候補地選定のための検討方法は適切か。	(10点)
実施体制、助言・指導力	担当者の経験は豊富か。 検討委員会、幹事会での検討過程等において、的確な助言と指導が期待できるか。	20点
会社としての実績	過去における同様な業務の実績はあるか。 その報告書の内容は、高いレベルを有しているか。	20点
見積金額	内容に対して見積り金額は妥当か。(点数 = (10 - (見積金額 × 1.05 ÷ 委託契約上限額 × 10))	10点

(合計点数：100点満点)

香川県公告第三百八十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項第一号から第五号までに該当するものに限る。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成十五年六月三日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

一 定期検査の対象となる特定計量器

非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

二 定期検査を行う区域、期日及び場所

1 検査区域

仲多度郡、綾歌郡、丸亀市及び坂出市

2 検査期日

平成十五年七月一日から同年八月三十一日までの間

3 検査場所

当該特定計量器の所在の場所

香川県公告第三百八十二号

平成十五年度香川県改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成十五年六月三日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

一 試験の実施期日

筆記試験 平成十五年十月二十三日（木曜日）及び同月二十四日（金曜日）

口述試験 平成十五年十月二十四日（金曜日）

二 試験の実施場所

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁

三 受験願書の受付期間

平成十五年七月一日（火曜日）から同月十八日（金曜日）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律百七十八号）に規定する休日を除く。

なお、郵便等による送付による場合は、平成十五年七月十八日以前の消印（これに準ずるものを含む。）のあるもの限り受け付ける。

四 受験願書の提出先

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県農政水産部農業経営課

五 受験手続その他

1 受験手続その他については、平成十五年度香川県改良普及員資格試験受験案内による。

2 1の受験案内は、香川県農政水産部農業経営課及び農業改良普及センター並びに県内の市役所及び町役場において交付する。

なお、郵便等による送付により請求する場合は、受験案内の送付を郵便により行うので、返信用角型二号封筒（百四十円切手をはり、あて先を明記したもの）を必ず同封すること。

3 この試験に関する問い合わせは、香川県農政水産部農業経営課（電話番号〇八七八三一一三四〇四）に行うこと。

警察本部公告

香川県警察本部公告第一号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号、以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十五年六月三日

香川県警察本部長 植 松 信 一

一 調達内容

- 1 借入件名及び数量 警察情報管理ネットワーク用端末(端末機、周辺機器、維持補修サービス及びソフトウェア) 一式
- 2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 借入期間 平成十五年十一月一日から平成十六年三月三十一日まで
- 4 借入場所 香川県警察本部及び各警察署
- 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百七十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付されている者であること。
 - 3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
 - 4 本公告に示した調達物品を指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。
 - 5 納入しようとする物品が本公告に示した調達物品と同等であることを証明した者であること。
 - 6 本公告に示した調達物品に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 三 入札者に要求される事項
- 入札に参加を希望する者は、二の4から6までに掲げる要件を満たすことを証明する

書類を平成十五年七月二十三日午前十時までに四の1の場所に提出し、当該書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を納入することができると思われる者に限り入札の対象とする。

四 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号七六〇 八五七九 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県警察本部警務部情報管理課 電話番号〇八七 八三三 〇一〇(内線二四三三)

- 2 入札説明会の日時及び場所 平成十五年七月十一日午前十時 香川県警察本部入札室
- 3 入札及び開札の日時及び場所 平成十五年七月二十八日午前十時 香川県警察本部入札室

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金及び契約保証金 規則第五百二十二条各号に該当する場合は、免除する。
- 3 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。
- 4 入札又は開札の取消し又は延期 天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することができる。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
- 5 落札者の決定方法 規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- 6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができよう。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

六 Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be leased : Police Information Management Network System Terminals 1 Set
- 2 Time-limit for tender : 10:00a.m., July 28, 2003
- 3 Contact point for the notice : Information Management Section of Police Administration Department, Kagawa Prefectural Police Headquarters, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8579. TEL087-833-0110 Ext.2423

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十五年六月三日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 以上の市町村又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部
 政党の名称 自由党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由党香川県第3総支部	山元 徹	小瀧 國夫	善通寺市金蔵寺町一〇四二

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
新井哲二後援会	檜木 博	平田 春男	丸亀市今津町五〇二
ありふく哲二後援会	高木 和俊	宮谷 秀俊	坂出市林田町三四七〇―二〇五
和泉武美後援会	伏見 孝	伏見 孝	木田郡牟礼町大字牟礼三五八三
井上孝志後援会	井上由紀路	井上志計子	木田郡牟礼町大字牟礼三〇五二
井上正清後援会	三枝 一郎	亀田亀久男	小豆郡土庄町甲五四三―四
井下たかよし後援会	井下 尊義	井下富士子	観音寺市観音寺町甲三〇二九二
入江ひろふみ後援会	高島 安美	高島 輝	仲多度郡多度津町大字東白方一〇二二―二
植條敬介後援会	冨家 洋三	植條 一夫	坂出市林田町三七九七―一〇
内海隆一後援会	内海 祐次	横井 義信	綾歌郡綾歌町富熊二二〇五
大井まさる後援会	松永 壽夫	大井 徳雄	丸亀市土居町二―三三―一六
大野健後援会	大野 健	大野 宏子	さぬき市寒川町石田西三五七四―一
大平たつき後援会	神原 元八	大平 一徳	善通寺市中村町二二六三
オオマエカンと坂出市政を考える会	林 豊彦	園部 裕	坂出市京町二一五一―三

大矢一夫後援会	大矢 一夫	村上 健司	観音寺市観音寺町甲二九七七 一
岡田まなみ後援会	平野 理	安川 紀夫	高松市藤塚町三一―三一―一四
香川芳文を囲む会	香川 芳文	香川 弘子	綾歌郡飯山町上法軍寺三九五
上川まさえ後援会	井藤 信義	須加田福盛	小豆郡土庄町伊喜末二〇七二
川口ゆきじ後援会	川口 幸路	川口 彰	小豆郡土庄町甲二四九
弘求会	林野 忠弘	上田 香純	善通寺市稲木町八六四
合田俊典後援会	高森 新	合田 功	三豊郡豊浜町大字和田浜一五 二九―三
児玉としいち後援会	高倉 重信	西山 和宏	善通寺市下吉田町五五二―一五
後藤すみひろ後援会	川本 弘貴	後藤 純弘	小豆郡土庄町長浜甲一五五三
三枝くにひこ後援会	西口 道雄	三枝 英夫	小豆郡土庄町甲一六五六―一
齋藤勝範後援会	齋藤 利治	齋藤 智恵	三豊郡三野町大字大見甲六六 三六―一
山条真嗣後援会	伊関 安雄	荒井 進	坂出市西庄町七〇〇―一
志村ただあき後援会	矢野 正則	松岡 猛	仲多度郡多度津町大字道福寺 四六八
白井ともひで後援会	白井 博子	白井 桂子	さぬき市大川町富田中二二四 〇―一
新名教男後援会	新名 教男	新名 典子	小豆郡内海町西村甲一八五七
高砂清一後援会	高砂 清一	高砂 詠子	木田郡庵治町四五〇七
高嶋正朋後援会	高嶋 和典	高嶋 政恵	さぬき市大川町富田東一九
高橋祥晃後援会	高橋 秀信	秋山 政治	木田郡牟礼町大字牟礼三二三 七―一四
詫間純一後援会	宮川 正夫	田邊 悦子	三豊郡詫間町大字詫間六二四 一―一

谷清後援会	谷 清	小豆郡内海町片城甲一―一	
地域を元気に！有岡し んじ後援会	有岡 信次	木田郡牟礼町原一八二四	
中村聖二後援会	中村 聖二	中村 裕子	さぬき市大川町富田西二四八 五
西本ひろ子後援会	加藤 武	西本 和仁	綾歌郡宇多津町二三九五―三
野崎ひとし後援会	寒川 忠行	石原 光久	さぬき市鴨庄八七〇
浜崎修後援会	浜崎 絹代	橋本 健一	さぬき市津田町鶴羽一六四四 一―一
林野ただひる後援会	大西 求	上田 香純	善通寺市稲木町八六四
前川つとむ後援会	前川 辰夫	篠原 秀美	三豊郡高瀬町大字比地二九九 六
ましま三郎後援会	中山 耕	植村 照代	さぬき市小田二〇一―一三
松岡志を育てる会	山本 信夫	松岡 孝子	仲多度郡多度津町大字山階一 八二九―四
松岡善一後援会	菊池 登	石原 敏範	さぬき市小田一五一―四一九八
松原たけのり後援会	三村 正則	松原 宥美	さぬき市造田野間田六七五― 一
まなべ幸一郎後援会	白井 貞男	真部 康寛	さぬき市長尾西六六一―一
三好健一後援会	三好 五郎	石川 昭二	綾歌郡国分寺町新居三三九六 一―一七
宗時誠二後援会	木村 唯夫	福西 直美	さぬき市寒川町石田西五五― 一
“牟礼町を刷新する” 高木英一と語る会	谷本二三	角野 哲夫	木田郡牟礼町原一九九八
八木弘後援会	大和 國廣	岩澤 啓一	さぬき市志度二二二―一八

役重正則後援会	先曾 昭和	龍田 禮一	小豆郡土庄町甲八五五―四
山口保範後援会	佐伯 幸男	佐伯 清尚	小豆郡土庄町肥土山甲一九八五
山地宏美後援会	山地 宏美	山地 睦子	綾歌郡国分寺町新居三四二五―一
山中彰後援会	山中 彰	北村 義春	小豆郡内海町福田甲五六―二
吉田こういち後援会	松本 恭直	安藤 晃次	坂出市御供所町一―二―九
吉田すすむ後援会	多田 悌一	吉田佐千子	さぬき市大川町富田西七一
渡辺みき子後援会	米田 晴彦	福崎 有一	仲多度郡多度津町大字奥白方一三三五―三

香川県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年六月三日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 政党の支部	異動事項	新	旧
政治団体の名称	会計責任者の氏名	新	旧
自由民主党香川県建設支部	福家 正教	花田 正平	
自由民主党香川県倉庫支部	上岡 勝己	木村 宣雄	
自由民主党香川県ときわ会支部	野崎 英昭	高木 昭雄	
自由民主党土庄支部	森下 淳一	高橋 正博	

二 その他の政治団体

自由民主党三谷支部	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	高松市三谷町八四八―四	代表者の氏名	畑本 義一	高松市三谷町一八三九
政治団体の名称	異動事項	代表者の氏名	新	代表者の氏名	旧	
石川敏幸後援会	青山 嘉元	渡邊 陽行				
岡田けんご後援会	大倉 清	太田 行男				
小国宏後援会	真鍋 安市	入江 正				
小野健一後援会	大川 俊夫	小野 健一				
香川県社会福祉政治連盟	簡井 建策	太田 正晴				
香川県民社協会	松下 純子	小島司津夫				
かじたちいく後援会	三宅 利明	久保 義博				
鎌田もりやす後援会	高松市藤塚町一―三七	高松市栗林町二―一八―一八				
川崎造船労働組合坂出支部政治活動委員会	川崎造船労働組合坂出支部政治活動委員会	川崎重工労働組合坂出支部政治活動委員会				
川崎等後援会	代表者の氏名	代表者の氏名	小笠原照明	代表者の氏名	横山 正敏	
	代表者の氏名	代表者の氏名	三好 洋司	代表者の氏名	行光 進一	

べつぶ健二後援会	代表者の氏名	嶋崎 陽夫	角野 直臣
松内明敏後援会	会計責任者の氏名	松内 幸子	松内 昭徳
松岡あきら後援会	主たる事務所の所在地	木田郡牟礼町大字牟礼一四〇	木田郡牟礼町大字牟礼一四〇—M二二—〇二
宮澤喜一香川後援会	主たる事務所の所在地	高松市番町五—五—一	高松市番町三—一—一
宮武登司雄後援会	代表者の氏名	國方 正巳	岩部注連一
	会計責任者の氏名	板東保寸夫	加藤 達雄
宮武登司雄後援会	代表者の氏名	山崎 和夫	植松 義春
	会計責任者の氏名	山崎 和夫	植松 義春
宮武登司雄後援会	代表者の氏名	山崎 和夫	植松 義春
	会計責任者の氏名	山崎 和夫	植松 義春
柳生好彦後援会	主たる事務所の所在地	小豆郡土庄町甲二八四五—一	小豆郡土庄町甲三八三四—四
	代表者の氏名	中村 善也	中本 寿満

香川県選挙管理委員会告示第三十五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。
 平成十五年六月三日

一 その他の政治団体

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

政治団体の名称	綾宏後援会
	安戸清次後援会
	泉川くにひろ後援会
	上田博之後援会
	宇川ひとし後援会
	大沢正治後援会
	大塚ひろし後援会
	岡川健一後援会
	活力ある東かがわを作る会
	かべ山耕造を育てる会
	川口つよし後援会
	三枝一郎後援会
	三枝詔資後援会
	女性を議会に送る会
	高原晴美後援会
	田中克巳を育てる会
	天雲昭治後援会
	西岡あきお後援会
	西川しょうご後援会
	長谷川義仁と市政を考える会
	「花と緑のまちづくり」岡崎敏一後援会

平田修一後援会	藤本哲夫と21世紀を考える会	細川義典後援会	前川綾子後援会	毛利成一後援会	山岡茂美後援会	米沢正文後援会
---------	----------------	---------	---------	---------	---------	---------

香川県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十五年六月三日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
有岡 信次	牟礼町議会議員	地域を元気に！有岡しんじ後援会	木田郡牟礼町原一八二四	有岡 信次
井下 尊義	香川県議会議員	井下たかよし後援会	観音寺市観音寺町甲三〇二九一―	井下 尊義
香川 芳文	香川県議会議員	香川芳文を囲む会	綾歌郡飯山町上法軍寺三九五	香川 芳文
新名 教男	内海町議会議員	新名教男後援会	小豆郡内海町西村甲一八五七	新名 教男
高砂 清一	庵治町議会議員	高砂清一後援会	木田郡庵治町四五〇七	高砂 清一

谷 清	内海町議会議員	谷清後援会	小豆郡内海町片城甲一―	谷 清
林野 忠弘	善通寺市議会議員	弘求会	善通寺市稲木町八六四	林野 忠弘
真部幸一郎	香川県議会議員	大善会	さぬき市長尾西六六一―	真部幸一郎
山中 彰	内海町議会議員	山中彰後援会	小豆郡内海町福田甲五六一―	山中 彰

香川県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年六月三日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内容
高城 宗幸	香川県議会議員	高城宗幸後援会	異動事項	新 旧
	公職の種類			
	香川県議会議員	観音寺市議会議員		

香川県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年六月三日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

資金管理団体の取消 しの届出をした者の 氏 名	公 職 の 種 類	取 消 の 届 出 の あ つ た 資 金 管 理 団 体 の 名 称
大塚 寛	高松市議会議員	大塚ひろし後援会
木村 作	香川県議会議員	活力ある東かがわを作る会
天雲 昭治	高松市議会委員	天雲昭治後援会
西川 昭吾	坂出市議会議員	西川しょうご後援会
真部 善美	香川県議会議員	大善会

平成十五年六月三日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています